

学校における感染症対策ガイドライン（令和3年11月30日更新）

土浦市教育委員会

1 感染対策について

- ・3密（換気の悪い密閉空間，多くの人が密集，近距離での会話や発声などの密接）が同時に重なることを可能な限り避けるよう配慮します。
- ・多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ，手すり，スイッチなど）の消毒は，1日1回以上消毒液を使用して行います。
- ・外から教室等に入るときやトイレの後，給食の前後などに，石けんと流水により十分に手を洗うよう指導します。（タオルやハンカチ等を必ず携帯するよう指導します。）
- ・学校にいる間は，原則としてマスクを着用し，咳エチケットを守るよう徹底します。
- ・教職員自身も毎朝自宅で検温して，健康観察を行います。原則としてマスクを着用し，咳エチケットを徹底します。

2 健康管理について

- ・毎朝，必ず体温を測り，風邪症状の確認を各家庭で行ってから**学校に体温の報告をすること**。（チェックカード，**健康観察アプリ**等）
- ・次の場合は，欠席ではなく「出席停止」扱いとします。
 - ア 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合（出席停止期間は感染者と濃厚接触があった日の翌日から**保健所が指定した日まで**）
 - イ 児童生徒に発熱や風邪症状などが見られる場合
 - ウ 同居の家族がPCR検査を受ける場合（職場等での集団検査を除く）
- ※ **同居の家族が発熱や風邪症状を表していても，次の場合は児童生徒が登校することは差し支えありません。**
（県の感染状況がステージ1であること，土浦市が感染拡大市町村でないこと）
- ・保護者が感染を心配して休ませたいと申し出た場合，感染拡大状況等に応じて「出席停止」扱いとするなど柔軟に対応します。
- ・学校で発熱した場合，保護者にお迎えを要請します。症状がなくなるまでは，自宅で休養とします。（その場合，「早退」または「出席停止」扱いとします。）
- ・夏季は，熱中症対策のため，必要に応じてマスクを外すよう指導します。
- ・冬季は，室温低下による健康被害が生じないように，児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導します。学校内での保温，防寒目的の衣服の着用については柔軟に対応します。

3 登下校について

- ・昇降口では密集しないように，間隔を保って室内に入るよう誘導します。
- ・交通安全に配慮しながら，半袖体操服での登校，必要に応じてマスクを外すなど，熱中症対策にも十分留意します。
- ・スクールバスにおいては，定期的な換気や消毒を実施し，3密が同時に重ならないように配慮します。
- ・バスの中では，会話を控えることやマスクを着用することを徹底します。

4 学習について

- ・授業中は可能な限り常時2方向の窓を同時に開けて換気を行います。
- ・常時換気が難しい場合、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、数分間程度、2方向の窓を全開にします。
- ・一定の距離を保ち、感染症対策を講じながら、回数や時間を絞るなど、短時間で対話的な学習（ペア・グループ等）を実施します。
- ・感染リスクの高い学習活動（室内での合唱や楽器演奏、近距離で活動する調理実習、**児童生徒が密集する運動、近距離で組み合ったり接触したりする運動など**）は、**県の感染状況がステージ1であれば、感染症対策を適切に講じたうえで実施します。**
- ・体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には着用します。

5 生活について

- ・心理的なストレスを抱えている児童生徒については、学級担任や養護教諭等がきめ細やかな健康観察や教育相談等を実施し、状況に応じてスクールカウンセラー等による支援を実施します。
- ・感染症に関する偏見や差別につながる行為は断じて許されるものではありません。差別や偏見、いじめ等が生じないように十分配慮して指導していきます。

6 給食について

- ・準備や後片付けの際は、マスクを着用し、手洗いを徹底します。
- ・会食中は、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応を行います。

7 清掃について

- ・十分な換気を行いながら、マスクを着用して実施します。
- ・清掃後は、必ず石けんを使用して手洗いをを行うよう指導します。

8 中学校の部活動について

- ・可能な限り感染症対策を行った上で実施します。
- ・感染状況により、活動を制限する場合があります。

9 その他

- ・児童生徒の体調が悪くなった場合は、感染拡大防止のため保健室以外の別室で休養させ、家庭に連絡します。
- ・登校していない児童生徒に対しては、電話連絡や家庭訪問等で連絡を取り、学習の保障や不安・悩みの解消について教育相談を行います。
- ・登下校の負担軽減のため、教科書等の持ち帰りをなるべく少なくします。
- ・水分補給のために水筒の持参をお願いします。
- ・児童生徒や教職員の感染が確認された場合、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについて、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し判断します。